

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第270号

【目 次】

40周年を迎えるにあたって…………… 1	研究班の動き…………… 6
野村 豊弘	
研究所40年のあゆみと次の一步…………… 2	マンスリー・トピック…………… 7
友岡 史仁	
原子力損害賠償の紛争解決制度 英米・インドとの 比較法…………… 3	新着図書案内…………… 7
溜箭 将之	

40周年を迎えるにあたって

日本エネルギー法研究所理事長 野村 豊弘

当研究所は、今年で創立40周年を迎えることになりました。いま、この日を迎えることになりましたのは、創立以来、研究活動に対してご協力をいただいた諸先生方をはじめとする関係者の皆様方の温かいご支援、ご指導の賜物と厚く感謝申し上げます。

当研究所の歴史を振り返りますと、1981年10月にエネルギーを巡る法的諸問題の組織的かつ総合的な研究・調査を通じて、問題の解明に資するとともに、一般の理解を深めることを目的に、エネルギー法を専門とする研究所として設立されました。わが国の行政法の泰斗であり、東京大学教授を務められた、田中二郎先生がその創立において主導的な役割を果たされ、初代の理事長をお務めになりました。その後、金澤良雄先生、山内一夫先生、池原季雄先生、成田頼明先生および谷川久先生が理事長をお務めになり、皆様のご支援のもと地道な調査・研究に取り

組み研究所を発展させてきました。この間、エネルギーを巡る法的諸問題の解決に当たるべく数多くの研究班を組織し、その研究成果を報告書として刊行してきました。創立から2021年までの40年間に刊行された報告書は147冊になります。いずれもエネルギー法分野における主要な文献の一つとして現在もなお多くの研究者等に広く利用されています。また、INLA (International Nuclear Law Association, 国際原子力法学会) などの国外の大会に研究員等を派遣し、日本のエネルギー法に関する報告を行ってきました。

とくに、成田先生、谷川先生をはじめ多くの先生方のご協力により、国際的な交流にも力を注いで参りました。1989年9月にはINLAの東京大会が開催されましたが、学会の会長である谷川先生の指揮の下、当研究所が大会運営の事務局としての役割を果たし

ました。その後、舟田正之先生、次いで私がINLAの理事として、INLAの運営に参画しております。そのような人的関係から、私自身も、OECD/NEA（経済協力開発機構/原子力機関）の原子力法委員会において、福島事故における損害賠償の状況について報告する機会を与えられるなど、海外の原子力法専門家との交流が深まりました。海外の原子力法専門家が当研究所に来られることも少なくありません。また、当研究所の研究者もISNL(International School of Nuclear Law, 国際原子力法スクール)に参加する機会を利用して、OECD/NEAを訪問するなどしてきました。このような活動の結果、現在では、OECD/NEAの機関誌であるNuclear Law Bulletinに日本における裁判の動向などについて、定期的に寄稿しています。

当研究所は、皆様のご支援を賜り、40年近くの長期にわたって研究活動を続けて参ることができましたが、エネルギー法研究所として取り組むべき課題は、国内外に広範多岐に及んでおり、時代の流れとともに拡大深化を続けております。近時、エネルギー事業を取り巻く環境は大きく変化しており、国内に目を向けますと、電力システム改革が始まって以降、様々な制度改革が議論、実施されてきましたが未だ多くの課題が残っている状況です。世界的には、パリ協定発効後の脱炭素の動きが加速する中で、気

候変動の緩和と適応が社会における重大な関心事となっております。また、今年、2011年3月に起きた東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故から10年となります。福島第一原子力発電所事故という深刻な事故に直面し、それへの直接的な対応のみならず、原子力の安全性確保に向けた法整備等の種々の取り組みが進む中で、原子力発電所の運転を巡る訴訟や原子力損害賠償、高レベル放射性廃棄物の最終処分など、今もなお多くの課題が残っております。これら課題の中で、法的な諸問題の解決に向けて、これまで当研究所が確立し、維持してきた中立的立場からの研究方針を貫きつつ、当研究所がより高度な信頼を社会から得られるよう今後も努力して参る所存です。

ここにあらためて、当研究所の研究活動に対してご協力とご指導をいただいた諸先生方をはじめ関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、引き続き多方面にわたる皆様のご支援と一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。40周年のご挨拶といたします。

(のむら・とよひろ=

日本エネルギー法研究所理事長)

研究所40年のあゆみと次の一步

日本エネルギー法研究所研究部長 友岡 史仁

当研究所は1981年に設立され、今年で40年目となります。そのあゆみを振り返りますと、この間、国内外のエネルギー法に関わる様々な法的諸問題に取り組み、編成いたしました研究班は110班、刊行物は報告書が147冊、そして月報は本号が270号目となっております。改めて、ご指導をいただきました諸先生方をはじめとする関係者の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

エネルギー法の現状を見ますと、エネルギー業界は大きな変革が求められており、様々な法的課題が

顕在化してきております。エネルギー法は、複雑化・多様化しており、当研究所の果たすべき役割は、今後ますます大きくなるものと考えております。

しかしながら、昨年は、コロナ禍により研究報告の機会や国際交流の場が一部失われ、研究活動の停滞が懸念されるところでもあり、当研究所も例外ではありません。例年、研究者が参加してきたINLAなどの大会やOECD/NEA主催のISNLなどが中止となり、参加が叶いませんでした。また、研究班においては、対面での研究会開催の中止を余儀なくされ、

オンラインでの開催を続けております。

そういった社会情勢が急激に変化をする中で、当研究所としても40周年を機に新たな取組みを進めることで、読者の皆様の知見のさらなる発展に貢献できればと考えています。その一つの試みとして、若手の研究者等を交えた座談会の開催を予定しており、福島原発事故後10年間の原子力法について、その動きを振り返るとともに、今後の動向等を議論したいと考えております。その模様は、次号以降の月報に掲載いたしますので、是非ご一読ください。

他方で、読者の皆様からの研究所に対し頂いたご意見を取り入れることにより、双方向のコミュニケーションを図りたいという思いもあります。当研究所は、電力会社から出向する研究員が研究活動を担っており、エネルギー法の調査・研究かつ法的思考

の修得に取り組んでいるところでございます。当研究所に在籍した研究員は延べ148人に及んでおり、退所後も法務分野等で活躍しております。今後の月報では、過去在籍した研究員に、当研究所での経験や率直なご意見等を伺いたいと考えております。

皆様のご意見等を参考に、研究所の果たすべき役割や次の50周年に向け、どのように歩んで参るかを熟考し、エネルギー法における法的課題の解明に資するよう引き続き取り組む所存です。皆様方におかれましては、今後ますますのご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ともおか・ふみと＝

日本エネルギー法研究所研究部長)

原子力損害賠償の紛争解決制度 英米・インドとの比較法

東京大学大学院法学政治学研究科教授 溜箭 将之

はじめに

重大な原子力事故が発生した時には、多数の被害者による損害賠償請求が想定される。しかし、原子力損害賠償関連の国際条約や各国国内法の多くは、具体的な紛争解決手続の定めを欠いている。そうした中、アメリカ、イギリス及びインドは、原子力損害賠償立法に一定の紛争解決手続の規定を有する。

本稿では、これらの国の制度を概観し、日本の東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、いかなる課題や論点が見いだされるか検討する。

1. アメリカ

アメリカの原子力損害賠償制度は、プライス・アンダーソン法に規定されている。

同法は、原子力事故から生ずる原子力事業者に対する訴訟につき、事故が発生した地区の連邦地方裁判所が第一審管轄権を有すると定める。事故が国外で発生した場合には、ワシントンDCの連邦地裁が管

轄権を有する。裁判管轄権の集中は、1979年のスリーマイル島原発事故で、複数の連邦裁判所や州裁判所に訴えが提起され、扱いが紛糾した経緯を踏まえたものである。

管轄権を有する連邦地裁の首席裁判官が、損害賠償の総額が措置額を超えるか又は裁判所の業務に重大な影響が生ずると判断した場合には、訴訟管理委員会が設置される。訴訟管理委員会は、連邦地裁又は連邦高裁の裁判官で構成されるが、そこで個々の訴えが裁かれるわけではない。その役割は訴訟管理であり、具体的には、類似の請求を併合し、クラスごとに判断の優先順位を決定し、裁判官や特別補助裁判官に請求権を割当てることである。割当てを受けた裁判官や特別補助裁判官が、裁判手続を進める。特別補助裁判官には、事件の種類、要件や手続的段階を特定して審理を担当する権限が与えられる。

訴訟管理委員会は、事件の迅速かつ公平な検討のため、連邦民事訴訟規則の範囲内で特別規則の制定

権を有する。そして、公平、迅速、効率的な事案解決を促進するその他の措置を、既存の立法及び連邦民事訴訟規則に反しない範囲で実施する。

こうして、アメリカでは、連邦裁判所の民事訴訟規則の枠内で紛争解決が図られる。後述のインドのような裁判制度外の審判所制度や、日本のような代替的紛争解決制度は設けられない。スリーマイル島原発事故の際には、保険アジャスターのノウハウを活用して、請求の早期支払いが図られた。BPメキシコ湾原油流出事故のような大規模公害の紛争解決の例に照らすと、原子力事故の場合にも、緊急の支払いと並行して裁判手続が進められ、最終的にクラス・アクションの和解によって基金が創設され、長期的な請求の支払いに移行すると推測される。

2. イギリス

イギリスの原子力損害賠償の枠組みは、原子力施設法に定められる。ただし、裁判管轄の定めのみならず、紛争解決制度の具体的規定はない。

イングランド及びウェールズで生じた原子力事故については、イングランド及びウェールズ高等法院が管轄権を有する。スコットランドで生じた事故についてはスコットランド最高民事訴訟院が、北アイルランドの事故には北アイルランド高等法院が管轄権を有する。いずれの裁判所も管轄を持たない場合、また逆に複数の裁判所が管轄を持つ場合には、イングランド及びウェールズ高等法院が管轄権を有する。要するに、イギリスで原子力事故が発生すると、ロンドン、エジンバラ、ベルファストのいずれかの裁判所に事件が集約されると想定される。

イギリスで大規模な人身損害訴訟が提起された時には、集団訴訟が使われることが予想される。これは、個々の原告が手続に参加する意思を表示して初めて、訴訟手続や判決・和解に拘束される、いわゆるオプト・イン型の制度である。イギリスにも、アメリカのクラス・アクションに類似した代表訴訟が存在するが、人身損害の事案では使われない。

集団訴訟では、すべての請求を一つの裁判所に集中した上で、手続を担当する裁判官と実体判断を担当する裁判官が連携して訴訟管理を行う。担当裁判官には、広い手続上の裁量権が認められる。現行民事訴訟規則の下で原子力損害が争われたことはない

が、従来の集団訴訟の例に照らすと、裁判官は、多数の請求をサブ・クラスに分ける、クラスごとに主任弁護士の選任、争点整理、開示手続を進める、テスト・ケースで判断を下す、その判断を踏まえて和解を促進する、といった強力な訴訟指揮をするものと推測される。

集団訴訟はオプト・イン型なので、これに加わらない当事者が、別に訴訟を進行することができる。裁判所も個別の訴えを棄却することはできない。しかし、個別の裁判手続を一時的に停止したり、訴訟費用や手続面で集団訴訟を優先したりして、集団訴訟に参加するインセンティブを高めることはできるとされる。

3. インド

インドの原子力損害賠償請求の枠組みを定めるのが、2010年原子力損害民事責任法である。1984年にアメリカのユニオン・カーバイド社のボパール工場で起きた有毒ガス流出事件の経験から、原子力事業者への責任集中原則に反し、供給者への求償権も定めた立法である。

原子力損害民事責任法は、紛争処理手続として請求審判官と請求審判所を定め、通常裁判所の管轄権を排除している。審判官と審判所は、原子力エネルギー規制委員会の告知に基づき設置され、連邦政府によって選任される。審判官と審判所のいずれを設置するかは同法に明記されないが、請求件数が多い場合には審判所が想定される。

請求審判官と請求審判所の審判官には、専門性要件が定められている。請求審判所の審判官は選任委員会によって選ばれ、長官は55歳以上で高等裁判所の裁判官、他の審判官は連邦政府の高位の官職を有する者かその経験者で、原子力損害賠償について特別の知見を有する者とされる。

審判手続には、民事訴訟規則とは異なる規則が設けられる。ただし、証人の喚問及び尋問、情報開示や文書提出命令、宣誓供述書の受領、裁判所や公官庁への公的文書提出要請について、裁判所と同等の権限が認められる。

原子力損害民事責任法は、請求審判官と請求審判所に対し、損害賠償請求がなされてから3カ月以内に救済を命じることを義務付けている。請求審判官

と請求審判所の判断は終局判断であり、通常裁判所の上訴管轄権は合憲性の審査以外は排除されている。

特別の審判官又は審判所を設け、通常裁判所の管轄を排除するモデルは、カナダでも採用されている。しかし、政府の選任した判断権者が終局判断を下す手続には、司法の独立、手続的公平の観点から疑義を指摘する見解もある。

4. 日本との比較

以上をふまえると、裁判手続を基本とするアメリカとイギリス、裁判手続を排除して特別の審判所を設けるインドとに分けることができる。特別審判所については、専門知識を有する判断権者を起用し、判断に終局性を与えるなど、原子力損害賠償請求の性質に応じた対応ができる利点があるが、判断権者の中立性が問題になり得る。他方で、裁判手続を基本とすると、中立的な裁判官により手続の正統性が担保されるが、当事者対抗的な手続にならざるを得ない。多数の請求がなされた場合には、争点整理と請求権の類型ごとの判断・和解といった訴訟管理が必要になるが、裁判官の裁量権行使と当事者の交渉や協力が帰趨を左右する。

これらと比較すると、日本の原子力損害賠償紛争審査会の指針に基づく和解の仲介は、法的拘束力のない代替的紛争解決手続を用いる点で独自性を有する。拘束力がない分、判断権者の中立性はさほど問

題にはならず、指針を用いることで予見可能性と迅速な解決も図られる。ただ、裁判手続が排除されないため、和解の仲介を回避した人の訴えや、和解が成立しなかった場合の裁判は長期にわたり継続せざるを得ない。裁判管轄も集中されていないため、各地で様々な規模の裁判が並行し、判決にもばらつきが生じる。また、審査会の指針と裁判所の判決に格差が生じたときに、和解に応じた当事者としては、法的には請求権を放棄したとはいえ、心情的に納得できない思いが残るだろう。

なお、アメリカ・イギリス・インドは、いずれも事業者の有限責任制度を採用している。請求が措置額を超えた時には、紛争解決手続内でいかに対応をするか、という日本では問題にならなかった論点が生じ得る。

原子力損害賠償の紛争解決制度は、世界的にもばらつきがあり、法的規定も十分になされていない。具体的な紛争解決のシナリオからは、各国の制度の利点と課題が浮かび上がる。福島第一原発事故という惨事ではあったが、日本の経験は、世界的な原子力損害の紛争解決のあり方の検討にあたり、重要な知見となり得る。

(たまるや・まさゆき＝

東京大学大学院法学政治学研究科教授)

研究班の動き (4・5月)**原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班**

本研究班は、第一に、福島事故の原子力損害賠償訴訟の動向に注目しつつ、原子力損害賠償法の平成30年改正の内容を踏まえ、原子力損害賠償制度の在り方について研究を行い、第二に、国際的な原子力損害賠償制度に関する国内法制の整備等、各国の動向を分析し、CSCをはじめとする原子力損害賠償条約体制の法的課題の調査・研究を行うために、新たに立ち上げるものである。

5月17日の第1回研究会では、菱田研究員より「原子力損害賠償に係る動向」というテーマで報告を行った。福島事故に係る集団訴訟の動向や損害賠償の現状、他国の原子力損害賠償に係る事案等について報告を行い、その報告内容をもとに、研究班で今後取りあげる研究テーマやゲストスピーカー候補について検討した。

エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班

本研究班は、各国の動向が日本のエネルギー分野にどのような影響を及ぼし得るかという観点を中心に据え、国際条約や国内外の法律・指針・規則・基準等を広く研究対象とし、その法的諸問題について検討するために、新たに立ち上げるものである。

4月16日の第1回研究会では、主査、各研究委員より2021年度の研究テーマについてご説明をいただいた後、上野研究員より「電気事業の動向」と「電気事業をめぐる改正外為法下における影響と課題—Jパワー事件を素材にして」というテーマで報告を行った。電気事業の動向を4つの項目に分けて説明した後、改正外為法について概観し、Jパワー事件での中止勧告・命令理由を素材として電気事業への影響の検討を行った。その後、外資規制に関する直近の事例について議論した。

5月21日の第2回研究会では、伊藤研究委員より「グローバルな企業活動における社会的責任と投資仲裁」というテーマでご報告をいただいた。グローバルな企業活動において、投資仲裁で投資家側の違法性や責任を追及する事例が起きている中で、受入

国側の反対請求と損害額の算定における過失相殺について、具体的な投資仲裁の事例に基づきご説明をいただいた後、過失相殺率や仲裁人の判断、国内法との対比等について議論した。

環境法制・事例検討班

本研究班は、前研究班に引き続き、国内外における気候変動問題や環境訴訟等の幅広い事例を取り上げ、それらの法的諸問題について調査・研究を行うために、新たに立ち上げるものである。

5月10日の第1回研究会では、主査、各研究委員より2021年度の研究テーマについて、各自の関心事項・問題意識等を披歴していただき、今後の研究活動の方向性について検討した。

公益事業法制検討班

本研究班は、電力システム改革を踏まえたエネルギー業界が現在直面する課題のみならず、今後のデジタル化も踏まえて、他の公益事業分野や、欧米の事例・議論を含め、広い視点から調査・研究を行うために、新たに立ち上げるものである。

4月30日の第1回研究会では、舟田主査より「新型コロナウイルスと経済法---電通持続化給付金取引妨害事件=公取委注意令和2・12・17を中心として」というテーマでご報告をいただいた。新型コロナウイルス感染拡大に関連する、新型インフルエンザ等対策特別措置法・感染症法の改正内容、電通持続化給付金取引妨害事件（公取委注意令和2・12・17）及びマスクの最高価格に係る再販売価格維持行為についてご報告をいただき、独占禁止法上の問題点や競争秩序との関係からご解説をいただいた。その後、改正特措法に基づく補償の考え方や、最高価格再販売価格維持行為の考え方等について議論した。

5月31日の第2回研究会は、再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班・第4回研究会と合同開催した。概要については、再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班を参照。

再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班

5月31日の第4回研究会では、一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所副研究参事の丸山真弘様（オブザーバー）より「再エネ・新電力をめぐる国内の各電力市場」というテーマでご報告をいただいた（公益事業法制検討班との合同開催）。市場の全体像と、各電力市場（容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、ベースロード市場）の特徴についてご解説をいただいた後、連携線利用ルールの見直しや間接送電権の仕組み等についてご説明をいただいた。その後、再エネ、ゼロエミッションと市場との関係や、今後の電力市場のあるべき姿等について議論した。

原子力の安全性を巡る法的問題検討班

本研究班は、諸外国の原子力規制との比較や理学・工学のほか心理学・組織論など他分野の知見を踏まえながら、原子力の安全性を巡る法的諸問題について調査・研究を行うために、新たに立ち上げるものである。

5月21日の第1回研究会では、清水研究委員より「原発国賠訴訟の最新動向 3高裁判決を中心に」というテーマでご報告をいただいた。原発事故国家賠償訴訟の概要や判例理論に基づく判断枠組みを概観した後、至近の3高裁判決（仙台高裁判決、東京高裁判決等）を比較し、それら判決の特徴や相違点等についてご解説をいただいた。その後、国の規制権限の有無や事故の予見可能性判断の基礎となる科学的知見の信頼性等について議論した。

マンスリー・トピック (4・5月)

- ・4月7日 柏崎刈羽原発のテロ対策不備 原子力規制委、東電への行政処分確定へ
- ・4月13日 福島第一原発処理水の海洋放出を政府決定、2年後めど
- ・4月15日 容量市場、小売負担を22%減額 第2回入札へ制度見直し出そろふ
- ・4月22日 2030年度温暖化ガス削減目標、13年度比46%減へ引き上げ 気候変動サミットで菅首相表明
- ・4月28日 40年超原発、初の再稼働へ 福井県知事、関電3基再稼働同意
- ・5月26日 改正温暖化対策法が成立 2050年温暖化ガス排出量ゼロへ官民連携

新着図書案内 (4・5月)

書名	著者	出版社
環境法BASIC〔第3版〕	大塚 直	有斐閣
行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第7版〕	宇賀 克也	有斐閣
新民法基本講義 不法行為法	藤村 和夫	信山社
大災害対策法制における発想の転換 —地震・津波・原発事故等—	阿部 泰隆	信山社

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2021.6.30 Vol.270

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電話 03-6420-0902（代）
URL <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。